徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る

公募型プロポーザル

プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 説 明 書

平成２７年　５月　７日

山 口 県　　周 南 市

目　　次

1. 趣旨　・・・・・1

2. 業務概要　・・・・・1

3. 担当課　・・・・・1

4. スケジュール　・・・・・2

5. 参加資格　・・・・・2

6. 参加表明書の提出等　・・・・・3

7. 企画提案書等の提出　・・・・・4

8. 企画提案書の審査及び評価等　・・・・・5

9. 非特定理由の説明に関する事項　・・・・・6

10. 業務委託契約に関する事項　・・・・・6

11. 参加者の失格　・・・・・7

12. その他　・・・・・7

13. 添付資料　・・・・・8

徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る公募型プロポーザル

実　　施　　説　　明　　書

1. 趣旨

この説明書は、徳山動物園 ICT-ZOO 業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により高度な ICT 技術の知識及び企画能力を有する者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託

(2) 目　的

本業務は、徳山動物園及び中心市街地において、AR をはじめとした ICT 技術を用い、これまでにない動物園やまちの楽しみ方を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

特記仕様（主催者が設定する最低限の仕様を参考として示すもの）を別添②として示す。（この参考仕様は業務の概要や流れ、委託者が業務成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。）

(4) 履行期間

契約の日から平成２８年３月１０日まで

(5) 委託料の上限

本業務の業務規模は、9,998,640 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。（この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。）

(6) 発注者

周南市

3. 担当課

周南市　経済産業部　動物園
〒745-0874　山口県周南市大字徳山 5846 番地
電話番号　　0834-22-8640（直通）
ファクス番号　0834-22-8641（直通）
電子メール　　dobutsuen@city.shunan.lg.jp

4. スケジュール

実　施　内　容	実施期間（平成２７年）
プロポーザル参加表明書受付期間	５月　７日（木）～５月１５日（金）
参加表明書作成に関する質問受付	５月１２日（火）まで
企画提案書等の受付期間	５月１８日（月）～６月　１日（月）
企画提案書作成に関する質問受付	５月２１日（木）まで
ヒアリング	６月　上旬　予定
審査結果の通知	６月　上旬　予定
契約締結	６月　中旬

5. 参加資格

次の(1)～(5)に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 参加表明書の提出日時点で、平成２６・２７年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）の、（大分類）６企画・製作に登録されていること。ただし、中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあっては、平成２６年１１月１日から平成２７年３月３１日までに市に提出し、受付が完了していること。

(2) 参加表明書の提出時点で、会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条又は、第６４４号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規程に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(5) 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有することとし、ICT 技術を用いて地域の活

性化に資する業務を行った実績を１件以上有すること。

6. 参加表明書の提出等

(1) 参加表明書

ア）提出書類

様式－１「参加表明書」　１部

イ）提出方法

① 提出期間

平成２７年５月７日（木）午前８時３０分から

平成２７年５月１５日（金）午後５時１５分まで

※持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

② 提出先

本説明書３に掲げる担当課

③ 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

(2) 参加表明等に関する質問の受付及び回答

ア）質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

イ）質問及び回答の方法

① 様式

様式－３「質問書」

② 提出先

本説明書３に掲げる担当課

③ 提出方法

持参、送付、ﾌｧｸｽ又は電子ﾒｰﾙ（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

④ 受付期間

平成２７年５月７日（木）午前８時３０分から

平成２７年５月１２日（火）午後５時１５分まで

※ 持参による場合の受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、ﾌｧｸｽ又は電子ﾒｰﾙにより行う。

7. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等

ア）提出書類

① 提案書 A版 自由様式　　7部
② 過去の実績を証する書類等　　1部
③ 様式－２「配置予定技術者」　　1部
④ 提出企業のパンフレット　　1部
⑤ 参考見積書　　1部

イ）提出方法

① 提出期間
平成２７年５月１８日（月）午前８時３０分から
平成２７年６月１日（月）午後５時１５分まで
※持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

② 提出先
本説明書３に掲げる担当課

③ 提出方法
持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

ウ）留意事項
企画提案書には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

(2) 企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア）質問の内容
企画提案書に関する質問は、作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに参考仕様及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

イ）質問及び回答の方法

① 様式
様式－３「質問書」

② 提出先
本説明書３に掲げる担当課

③ 提出方法
持参、送付、ﾌｧｸｽ又は電子ﾒｰﾙ（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

④ 受付期間
平成２７年５月１８日（月）午前８時３０分から
平成２７年５月２１日（木）午後５時１５分まで

※持参による場合の受付時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。

⑤ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、参加表明する全ての者に対して、ﾌｧｸｽ又は電子ﾒｰﾙにより行う。

8. 企画提案書の審査及び評価等

(1) 選定委員会

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) ヒアリング

企画提案書等受付終了後、企画提案についてヒアリングを実施する。ヒアリングの日程及び実施内容については別途通知するものとする。

(3) 結果の通知

審査において、最も優れた企画提案書として選定された企画提案書の提出者（以下「最優秀者」という。）に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。

最も優れた企画提案書として選定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

(4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

(5) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

ただし、選定委員会で評価項目を変更、追加等することがある。

評価対象		評価項目
業務実績・実施体制	会社	過去１０年間に関連業務実績(※１)はあるか。
	技術者	過去１０年間の関連業務の件数、関連業務の内容、配置予定技術者の役割等から総合的に判断して評価する。
提案内容	企画力	目的を達成するための企画が盛り込まれた提案となっているか。
	現実性	内容が実現的かつ効果的な提案となっているか。
	地域精通度	本市の特性、課題を踏まえた提案となっているか。
	提案書のデザイン	提案書は、妥当な構成で、分かりやすく見やすいデザインとなっているか。
	独自性	業務委託仕様書に示された事項に加えて、本業務を従事させる独自の提案はあるか。
プレゼン能力	担当者の説明能力	受託するに当たっての積極的な姿勢が示されているか。提案内容、質疑応答において明確に説明しているか。

※１　「関連業務実績」とは過去１０年間（平成１７年４月１日から平成２７年３月３１日までの期間）に地方公共団体において、ICT 技術を用いたまちづくりに関する業務を受注し完了した実績をいう。

9. 非特定理由の説明に関する事項

(1) 非特定理由の説明請求

本説明書８(3) により「非特定通知書」による通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、次により周南市長に非特定理由についての説明を求めることができる。

ア）様式

様式自由。ただし、Ａ４版とする。

イ）提出先

本説明書３に掲げる担当課

ウ）提出方法

持参、送付、ﾌｧｸｽ又は電子ﾒｰﾙ（いずれの方法でも受付期間内必着とする。）

エ）受付期間

説明を求めることができる期間内（ただし、休園日を除く。 ）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(2) 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

10. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

ア）最優秀者が、地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当することとなったとき。

イ）最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

ウ）最優秀者が、特定後に本説明書 11 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

エ）最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

オ）最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア）本業務委託の仕様については、業務委託仕様書（別添②）に定めるほか、企画提案

書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

イ）本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ）業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則できないものとする。

エ）企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(3) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとする。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書 11 に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

11. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本説明書５に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合

(4) その他本説明書の定めに反した場合

(5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

12. その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア）提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はﾌｧｸｽ若しくは電子ﾒｰﾙの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ）提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。

ウ）提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

(3) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

ア）提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの

イ）記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ）許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ）虚偽の内容が記載されているもの

(5) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア）提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

イ）提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ）特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

13. 添付資料

(1) 提出書類の様式　別添①

(2) 業務委託特記仕様書　別添②

別添①

徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る
公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル

提 出 書 類 の 様 式

掲 載 様 式
様式－１　（参加表明書）
様式－２　（配置予定技術者の経歴等）
様式－３　（質問書）

（様式－１：参加表明書）

平成　　年　　月　　日

参　加　表　明　書

件　　名
　　徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る公募型プロポーザル

上記の公募型プロポーザルに参加したいので、参加表明書を提出します。

周南市長　木　村　健　一　郎　　様

所 在 地

会 社 名

代表者名　　㊞

【 連 絡 先 】
会　社　名：
担当者所属：
担当者氏名：
電 話 番 号：
ファクス番号：
電子メール：

（様式－２：配置予定技術者の経歴等）

■ 配置予定技術者

氏名等	氏名		所属・役職	業務 経験期間
				年　ヵ月
関連業務実績	No	関連業務名 （発注者）	業務概要及び当該業務における役割	
	1	業務委託 （　　市）		
	2			
	3			
	4			

（記載等要領）

１　主たる配置予定技術者について提出してください。

２　「業務経験期間」欄には、公告日現在における業務経験期間（一月に満たない期間は切捨て）を記載してください。

３　「関連業務実績」とは、過去 10 年間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間）に地方公共団体等において、ICT 技術を用いたまちづくりに関する業務を受注し完了した実績をいう。

４　「関連業務実績」欄には、配置予定技術者が携わった業務について記載してください。

※配置予定技術者は評価項目となっています。

（様式－３：質問書）

平成　　年　　月　　日

周南市長　木　村　健　一　郎　　様

［提出者］　所 在 地

会 社 名

代表者名　　㊞

質　　問　　書

徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

希望する回答方法	ファクス　・　電子メール
質　問　事　項	

※　希望する回答方法は、希望するものを○で囲んでください。

【 連 絡 先 】

会　社　名：
担当者所属：
担当者氏名：
電 話 番 号：
ファクス番号：
電子メール：

別添②

徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託　特記仕様書

１．適　用　範　囲

本仕様書は、周南市が発注する「徳山動物園 ICT-ZOO 業務委託」に適用するものとする。

２．本業務の目的

徳山動物園は昭和 35 年に開園し、平成 27 年 3 月に開園 55 周年を迎えた。本動物園は子供からお年寄りまで世代を超え、長年市民に愛されてきた本市のシンボル的な施設であり、来園者はこれまで累計 1,500 万人を数えている。

しかしながら、開園当初からの檻柵展示方式は、時代のニーズに対応できなくなっており、また施設の老朽化が著しいため、平成 20 年度からリニューアル事業をスタートしたところである。

近年の入園者数は平成 21 年度をピークに減少傾向であったが、平成 25 年 9 月にスリランカ国から雄雌 2 頭のゾウを導入し、その日以降入園者数は増加した。しかしながらゾウ導入から 1 年が経過し、その効果も薄れ、入園者数は減少している。

本業務は、この徳山動物園おいて ICT 技術を活用し、これまでにない動物園の楽しみ方を提供し、来園者の満足度を高め入園者の増加を図るとともに、中心市街地と連携し、歩いて楽しいまちづくりを推進し、来街者の増加を図ることを目的とする。

３．総　　則

本特記仕様書に特段の定めがないものについては、山口県業務委託共通仕様書（平成２４年度）（平成 26 年７月一部改訂）及び周南市契約事務規則によるものとする。

４．業務実施対象範囲と敷地利用条件

周南市徳山動物園から周南市徳山駅周辺（中心市街地）までのエリアとする。

５．業務計画書

(1) 受託者は、契約締結後７日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。

(2)　業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

①業務概要　②実施方針　③業務工程　④業務組織計画
⑤打合せ計画　⑥成果品の内容、部数　⑦使用する主な図書及び基準
⑧連絡体制（緊急時含む）　⑨照査計画書　⑩その他

６．打　合　せ　等

業務を適性かつ円滑に実施するため受託者は委託者と常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

７．資料の貸与及び返却

(1) 監督職員は、関係資料を受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者は、貸与された関係資料等を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(3) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

８．成果品の提出

受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果品（照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

(1) 事業報告書（A4 版・バインダー形式） １部 CD-ROM １枚

(2) 取扱説明書（A4 版・バインダー形式） １部 CD-ROM １枚

(3) その他委託者が必要と認めるもの　　１式

９．守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

１０．業務内容

(1) AR（拡張現実）機能を用いたアプリケーションの開発・公開

① スマートホン（多機能携帯電話）やタブレット等に対応したアプリケーションとし、iOS 及び AndroidOS を運用開始時点の最新版に対応すること。

② 表記については、日本語のほか、外国人観光客が利用することを想定し、英語、中国語、韓国語に対応すること。

③ 徳山動物園への来園を促すため GPS 機能を連動させた道案内（ナビゲーション）機能が盛り込まれていること。

④ 動物園内の施設を表示し、案内する機能が盛り込まれていること。

⑤ 飼育動物に関する解説をするための動画や 3DCG 及び音声等を再生する機能が盛り込まれていること。

⑥ 動物園や中心市街地において、写真撮影スポットを定め AR 機能を用いた写真撮影機能が盛り込まれていること。

⑦ アプリケーションを用いて動物園内や中心市街地において回遊性の向上や再訪を促す仕掛けが盛り込まれていること。

⑧ 動物園や中心市街地でスタンプラリーが出来るような企画が盛り込まれていること。

⑨ アプリケーションを広く普及させるためのプロモーションを行うこと。

⑩ 開発したアプリケーションを iOS なら App Store、AndroidOS なら Google Play から入手可能とするために必要な手続きを行うこと。

⑪ 本業務に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要となる手数料等の経費については予算に含むものとする。

(2)　アプリケーションの運用・保守

① 契約から委託期間終了までの期間、アプリケーションの運用・保守管理を行い、バージョンアップに伴う対応、動作検証や不具合等の修正を行うこと。

(3) 端末機の貸し出し

① アプリケーションの運用開始から委託期間終了までの期間、本事業を園内で体験してもらうためタブレットの貸し出しを１０台程度行うこと。

(4) 関係機関との意見交換及び説明

① 本事業を実行するうえで関係する団体等に対する意見交換や説明等を必要に応じて行うこと。

(5) 事業実施報告書、取扱説明書の作成

(6) その他本業務に付随する業務

１１．　留意点

(1)　企画提案全般について

① 露出効果や誘客効果が高まるよう、話題性のある企画を提案すること。

② 平成 28 年度以降の事業継続を見据えて、アプリケーションの維持管理について、極力低廉のものとなるような企画を検討すること。

③ 周南市のデザイナーや学生などの人材が参画できるようすること。また、維持管理のうちデーター更新等については、一部は周南市の人材が対応可能なシステムとすること。

(2) アプリケーションの構成・機能、コンテンツについて

① 文字情報、画像、動画等、さまざまなコンテンツが効果的に提供され、来園者や来街者にとって見やすく、使い勝手の良いものになるよう工夫すること。

② 来園者や来街者が動物園や中心市街地の魅力を直接発信できるよう、ソーシャルメディアと容易に連携できるようにすること。

(3) 著作権について

① 本業務において発生した著作物に関する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。

② 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。

③ 受託者は第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵略する者でないことを保証するものとする。なお、コンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。

④ 当該観光コンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これよって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

⑤ 周南市に対して、独占的にアプリケーションの使用許諾を与えるものとする。なお、委託契約期間以降、周南市がアプリケーション及びコンテンツの更新・修正を要請する場合について、受託者は周南市の協議に応じるものとする。

１２．　その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、協議を行い、委託者の指示に従うものとする。